

# 외국인을 위한 육아 차트

-임신과 출산에서 초등학교 입학까지-

がいこくじんじゅうみん  
外国人住民のための子育てチャート  
こそだ  
～妊娠・出産から小学校入学まで～

한국 조선어

かんごく・ちょうせんご  
韓国・朝鮮語



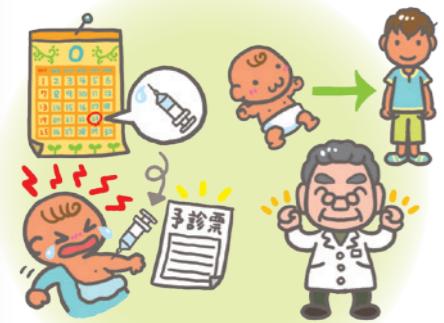
STEP 1  
ママに  
なるための準備  
엄마 되기 위한 준비

- 1 産むところを探す  
출산할 곳을 찾는다
- 2 母子健康手帳をもらう  
모자수첩을 받는다

妊婦健診  
임신부 검진

- 3 出産育児一時金の手続き  
출산육아일시금 신청 절차
- 4 母親(両親)学級に参加  
엄마(부모)학교 참가

- 5 入院・分娩  
입원 및 분만



STEP 2  
生まれてから  
すること  
출산 후에 할 일

- 12 新生児(赤ちゃん)訪問  
신생아(아기) 방문
- 11 一ヶ月健診  
1개월 검진

赤ちゃんとママの  
健康のために  
아기와 엄마의  
건강을 위해

- 10 大使館/入管での手続き  
대사관/입국관리국에서  
신청
- 6 出生届  
출생신고서
- 7 小児医療費助成  
소아의료비 조성
- 8 児童手当  
아동수당
- 9 出生連絡票  
출생연락표

\*⑩に必要な書類の入手  
※⑩에 필요한 서류 준비



STEP 4  
おうちから地域への  
はじめの一歩  
가정에서 지역으로의  
첫 걸음

- 15 子育て支援センター等  
육아지원센터 등
- 16 保育園入園  
보육원 입소  
または  
幼稚園・こども園入園  
유치원 및 고도모엔 입소
- 17 幼稚園・こども園入園  
유치원 및 고도모엔 입소
- 18 小学校入学準備  
초등학교 입학 준비

<支援者の皆さんへ>

このチャートは出産・子育てに関わる支援者が  
外国人保護者と円滑にコミュニケーションを行う  
手助けになればと作成しました。

外国人住民特有の手続きや手続きのタイミング  
の確認にこのチャートをご活用いただけたと幸い  
です。

がいこくじんじゅうみん  
外国人住民のための子育て支援サイト  
<http://www.kifjp.org/child>



発行日：2020年3月

KIF  
公益財団法人 かながわ国際交流財団  
Kanagawa International Foundation

©2020 Kanagawa International Foundation

## step 1

### ママになるための準備　 엄마가 되기 위한 준비

妊婦から出産までの流れ・手続きを確認しましょう。  
임신에서 출산까지의 흐름과 신청 내용을 확인합니다.

#### 1 産むところを探す

日本では「産科」のある病院などで分娩します。妊娠初期に早めの予約をしてください。  
出産する病院は役所で情報提供／相談できます。

#### 2 母子健康手帳(母子手帳)をもらう

住民登録のある役所で「妊娠届」を提出し、「母子健康手帳」を受け取ります。この手帳は母と子の健康と成長の記録です。大切に保管しましょう。妊婦健診補助券(健診費用を補ってくれるチケット)なども配付されます。

※母子健康手帳は外国語版もあります。

妊娠中の健診は定期的にあるので、必ず毎回受診するのが大切です。

#### 3 出産育児一時金の手続き

日本で出産するには平均50万円かかります。健康保険に入っている場合は「出産一時金」(42万円※)で支払の一部がカバーされます。  
事前に病院の窓口で手続きしてください。

※2020年2月現在

#### 4 母親(両親)学級に参加

「母親学級」では出産・育児について学ぶ講座が病院や役所で行われます。

#### 5 入院・分娩

日本では病院に約5日入院します。入院に必要なものは事前に確認し、産気づいた際の病院までの行き方を調べておきましょう。

## step 2

### 生まれてからすること　출산 후에 할 일

赤ちゃんが生まれてから、様々な手続きがあります。  
아기가 태어난 후에 여러가지 신청이 필요합니다。

6~9は役所で一度に手続きしましょう。

#### 6 出生届

赤ちゃんが生まれたら14日以内に役所に「出生届」を提出します。

#### 7 小児医療費助成

0歳からの子どもは「小児医療証」が発行され、無料診療を受けられます。ただし市区町村によって上限年齢や助成対象の所得制限が違います。かならず役所で確認してください。

赤ちゃんの健康保険

国民健康保険の場合は、同時に赤ちゃんの保険証も申請します。  
(社会保険の場合は一か月検診までに勤務先で手続き)

#### 8 児童手当

「児童手当」は日本国内に住む中学生までの子どもの保護者に支給されます(所得制限等あり)。毎年「現況届」を提出して更新します。

#### 9 出生連絡票

「出生連絡票」は新生児(赤ちゃん)訪問の家庭を把握するために使われます。用紙は母子手帳と一緒に配布される場合が多いです。忘れずに提出してください。

入管の手続きに「出生届受理証明書」と赤ちゃんを含めた「住民票」が必要になりますので、役所で取得してください。

#### 10 大使館/入管での手続き

●入国管理局で生後30日以内に赤ちゃんの在留許可を申請します。  
●各国大使館(領事館)で赤ちゃんの国籍を取得します。

## step 3

### 赤ちゃんとママの健康のために　아기와 엄마의 건강을 위해

産後、赤ちゃんとママの健康を定期的に確認します。  
출산 후, 아기와 엄마의 건강을 정기적으로 확인합니다.

#### 11 一ヶ月健診

出産した病院で赤ちゃんの発育や健康、お母さんの回復状態を確認します。

#### 12 新生児(赤ちゃん)訪問

生後4ヶ月以内に役所の保健師等が家を訪問します。  
赤ちゃんの体重や発育状況を確認するほか、お母さんの体調や困っていることなどを聞きます。

#### 13 予防接種・かかりつけ医

生後2ヶ月ごろから予防接種を受け始めます。市区町村から配布される補助券を利用し、決められたスケジュールで打ちましょう。  
近所のかかりつけ医を決め、夜間・休日診療所なども確認しておきましょう。

#### 14 乳幼児健診

役所から「乳幼児健診」の案内がされますので、必ず受診してください。役所で受ける場合と病院で受ける場合がありますので確認してください。

- 4か月児健診
- 8~10か月児健診(市区町村によって行われない場合もあり)
- 1歳6か月児健診
- 3歳児健診(または3歳6か月児健診)

#### 11 1ヶ月検査

출산한 병원에서 아기의 발달 및 건강, 엄마의 회복 상태를 확인합니다.

#### 12 신생아(아기) 방문

생후 4개월 이내에 관공서의 보건 담당자 등이 가정을 방문합니다.  
아기의 체중이나 발육상황, 엄마의 건강이나 힘든 점은 없는지 등을 확인합니다.

#### 13 예방 접종, 주치의

생후 2개월 무렵부터 예방접종을 시작합니다. 각 지역에서 배포되는 보조권을 사용하여 정해진 일정에 맞춰 접종합니다.  
집 근처에서 주치의를 정하고, 야간 및 휴일 진료소 등도 확인해 둡시다.

#### 14 영유아 검진

관공서에서 '영유아 검진' 안내가 발송됩니다. 반드시 검진을 받아주세요. 관공서 또는 병원에서 받을 수 있으므로 확인해주세요.

- 4개월 검진
- 8~10개월 검진(지역에 따라 실시하지 않는 경우도 있음)
- 1년 6개월 검진
- 만 3세 검진(또는 3년 6개월 검진)

## step 4

### おうちから地域へのはじめの一歩　가정에서 지역으로의 첫 걸음

小学校に入るまでに地域とつながっていきましょう。

초등학교 입학 전에 지역 사회와 친밀감을 형성합니다.

#### 15 子育て支援センター等

就学前の子どもと保護者同士が交流したり、子育て相談ができます。

#### 16 保育園入園

出産後に保護者が仕事をする場合などに「保育園」に子どもを預けます。認可保育園の場合、役所で申請します。早めに相談しましょう。利用料は所得によって変わります。

#### 17 幼稚園・こども園入園

保育園に通っておらず、3歳になった子供は4月以降から小学校入学前まで「幼稚園」に通うことができます。

小学校に入る前に日本社会や集団生活に馴染むことができます。  
幼稚園で保育をする認定こども園も自治体によってはあります。  
役所で確認してください。

#### 18 小学校入学準備

外国语の子どもがいる家庭には小学校入学の前年秋ごろに公立小学校の「就学案内」が送られてきます。教育委員会・役所などへ入学申請をしてください。

日本国籍の場合は上記の手続きは不要です。小学校の「就学通知」送られれます。

入学前の健康診断や説明会には、必ず出席してください。

#### 15 육아지원센터 등

취학 전에 아이와 보호자들이 함께 교류하거나 육아 상담을 할 수 있습니다.

#### 16 보육원 입소

출산 후에 보호자가 근무를 하는 경우, '보육원(한국의 어린이집)'에 아이를 맡깁니다.  
인가보육원의 경우에는 관공서에서 신청합니다. 미리 상담을 받는 것이 좋습니다. 이용료는 소득에 따라 달라집니다.

#### 17 유치원 및 고도모엔 입소

보육원에 다니지 않는 만3세 어린이는 4월부터 초등학교 입학 전까지 '유치원'에 다닐 수 있습니다.  
초등학교에 들어가기 전에 일본사회나 단체생활을 익힐 수 있습니다.  
유치원에서 보육 활동을 하는 인정 고도모엔도 지역에 따라 운영되고 있습니다. 관공서에서 확인해주세요.

#### 18 초등학교 입학 준비

외국 국적의 어린이가 있는 가정에는 초등학교 입학 전 가을 무렵에 공립초등학교의 '취학안내'가 발송됩니다. 교육위원회, 관공서 등에 입학신청을 해주세요.  
일본 국적의 경우에는 입학신청이 필요없으며 '취학통지'가 발송됩니다.  
입학 전 건강진단이나 설명회에는 반드시 출석해주세요.



<http://www.kifjp.org/child/kor/chart>

